

第9章 施設配置・動線計画の検討

1 施設配置等の考え方

本施設の施設配置・動線計画は、建設候補地における前提条件を踏まえて計画し、必要最低限度の土木工事で済むようにする。なお、焼却施設や資源化施設といった主要な施設の配置は、本計画で示す配置計画を基本とするが、ストックヤードのような比較的施設配置上の自由度が高いものについては本計画で決定せず、事業者からの提案とする。

2 配置する建築物

配置する建築物とその配置の方針は表 9-1 のとおりである。

表 9-1 配置する建築物

設置する施設等	配置・建屋の方針
焼却施設	<ul style="list-style-type: none">・既存の下田市リサイクルストックヤード及び管理棟の跡地に建設する。・工場棟の向きは、プラットホームを東向きに配置する。・現地盤高は東西で差があるが、造成は同一レベルとせず、現地盤高を生かして複数の造成レベルを設定する。・管理棟の機能は、焼却施設内に計画する。・焼却施設内に、見学者用の研修室を設ける。
資源化施設	<ul style="list-style-type: none">・既存の下田市営じん芥処理場を解体し、その跡地に建設する。・成形品は施設の外部に整備するストックヤードに貯留する。
計量棟	<ul style="list-style-type: none">・現在の粗大ごみ置場エリアに設置する。・焼却施設や資源化施設と一体ではなく、独立したものを設置する。
ストックヤード	<ul style="list-style-type: none">・既存の粗大ごみ置場のスペースに設置する。

3 動線

(1) 車両動線

搬入車両は、利用停止中の既設通行路の場所に設置する橋を渡り、計量棟にて計量し、各棟へ向かう。構内のメイン動線は一方通行とし、計量機、資源化施設、焼却施設へと右回りの周回路を整備する。また、焼却施設には周回路を設ける。

二度計量車は、できる限り車両同士が交錯しないような動線とする。また、複数の種類のごみを混載している車両に対しては、複数計量ができるような動線とする。

(2) 見学者動線

見学者は、焼却施設工場棟内の研修室で研修を受けた後、焼却施設と資源化施設を見学できる動線とする。見学先は以下のとおりとする。

焼却施設 : プラットホーム、ごみピット、中央制御室、炉室

資源化施設 : プラットホーム、選別室